

## 重要事項説明書

### 1 事業者

事業主体	医療法人三療会
代表者	竹内 幾也
所在地	埼玉県鴻巣市本町2-1-7
電話番号	048-594-7701
法人設立年月日	平成25年10月7日

### 2 事業所の概要

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護 里恋
管理責任者	坂本 富美子
開設年月日	令和6年4月1日
事業所番号	1191700309
所在地	埼玉県鴻巣市本町2-1-7 3階
電話番号	048-542-9000
敷地概要・面積	435㎡
建物概要	鉄筋コンクリート造り

### 3 主な設備

宿泊室	7室（個室6室 個室12.85㎡ 2人部屋1室 19.80㎡）
食堂、居間、訓練室	共用
トイレ	5箇所（内1箇所多目的トイレ）
浴室	2箇所（個浴浴槽 2、機械浴 1）
台所	2箇所

### 4 事業所の目的と運営方針

事業の目的	医療法人三療会が設置経営する看護小規模多機能型居宅介護里恋（以下事業所という。）が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。
運営方針	1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。 2 サービスの提供にあっては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練を行い日常

	<p>生活を営むことができるよう必要な援助を行う。</p> <p>3 サービス利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを組み合わせて概ね週4日以上をめざす。</p> <p>4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。</p> <p>5 看護サービスの提供に当っては、主治医との密接な連携及びサービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。</p> <p>6 利用者の1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮する。</p> <p>7 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療、福祉サービス等との密接な連携に努める。</p>
--	---

#### 5 事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間	営業日 365日 営業時間 24時間（緊急対応含む）
サービス提供時間	<p>基本時間 通い 9:00～16:00 （利用者又は家族の都合により時間短縮、延長可能）</p> <p>訪問 随時 泊まり 16:00～9:00</p>
通常の実施地域	鴻巣市
定員	登録定員 29名
	1日定員 通いサービス 18名以下 宿泊サービス 8名以下

\* 24時間緊急対応体制をとっています。

#### 6 職員勤務の体制

(令和7年4月現在)

職種	常勤	非常勤	職務内容	保有資格
管理者	1人	0人	事業内容の調整 苦情対応	看護師
介護支援専門員	1人以上	0人	サービスの調整 相談業務	
看護職員	2.5人以上	1人以上	看護業務 訪問看護	看護師 准看護師

介護職員	3人以上	1人以上	日常生活介護 訪問介護 調理	
事務職員		1人	事務業務	無

## 7 サービス内容

通いサービス		事業所において、健康チェックや食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア、処置などを提供いたします。食事については、身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し提供いたします。送迎については、里恋の職員が行います。
訪問サービス	看護	主治医の指示、居宅介護サービス計画書にもとづいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴、排泄、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。
	介護	食事や入浴、排泄、買い物、掃除等の日常生活上の支援、介護相談をいたします。
宿泊		事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や医療的ケアを提供いたします。
食事提供時間		朝食 7時30分 昼食 12時 夕食 18時 食事時間は個人の身体状況、希望等に合わせ、柔軟に対応いたします。

## 8 サービス計画

サービス計画書	サービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書作成します。
サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

## 9 利用料金

[介護保険の場合]

### (1) 保険給付サービス

#### ①通常料金について

要介護度別に応じて定められた金額の1割又は2割、3割のご負担となります。  
1ヶ月の定額制となります。

#### ②月の途中で要介護度が変わった場合

要介護度が変わった場合、変更前・変更後の各々の要介護度に応じて日割した負担となります。

#### ③月途中より登録、終了された場合

途中で登録又は終了された場合は、登録された期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日：事業所と契約を締結された日ではなく、サービスを実際に利用開始された日

終了日：利用者と事業所の利用契約を終了した日

(2) 1月あたりの利用単位数 (1単位は10,33円)

① 介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担(単位)	12,447	17,415	24,481	27,766	31,408

(3) 加算について

加算	単位数
② 初期加算	1日につき30単位
③ 認知症加算Ⅲ 認知症加算Ⅳ	1月につき760単位 1月につき460単位
④ 緊急時対応加算	1月につき774単位
⑤ 特別管理加算Ⅰ 特別管理加算Ⅱ	1月につき500単位 1月につき250単位
⑥ 総合マネジメント 体制強化加算Ⅱ	1月につき800単位
⑦ ターミナルケア加算	死亡月につき2,500単位
⑧ 退院時共同指導加算	1回600単位 (厚生労働大臣の定める状態は2回加算可)
⑨ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	13.4%

※④⑤⑥⑦については、区分支給限度額対象外となります。

※その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修 居宅療養管理指導訪問リハビリテーションに限られます。

(4) 短期利用時の単位数 (1日あたりの利用単位)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 利用者負担(単位)	571	638	706	773	839

(5) 加算について

加算	単位数
② サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日につき12単位
③ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき200単位
④ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	13.4%

※短期利用時の要件

事業所の宿泊室に空きがあり、登録定員が29人に満たない場合であって、緊急やむを得ない場合。利用者の状態や利用者の家族の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合。

利用の開始にあたり、あらかじめ7日以内。利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用が可能です。

[医療保険の場合]

医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合は訪問回数の制限はありません。

(医療保険で訪問看護を利用する場合は、別途訪問看護ステーションとの契約が必要です。)

※ 厚生労働大臣が定める疾患

① 末期の悪性腫瘍

② 別に厚生労働大臣が定める疾病等

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊椎小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る))、多系統委縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の方

[精神科訪問看護(医療保険)の場合]

●医師の指示(精神科訪問看護指示書)に基づき、健康保険法が適用されます。

(但し、認知症の場合を除く)。

- 訪問回数は週3回を限度とします。

※但し、退院後3ヶ月以内の期間は週5日を限度。精神科特別訪問看護指示書の交付期間（急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある場合や、自宅で点滴注射等を受ける場合）は訪問回数制限はありません。

[保険外サービス利用料]

食費	朝食400円 昼食800円 夕食700円 おやつ100円
おむつ代	実費
宿泊費	1泊4,000円
髪カット	1,500円
その他必要な物	実費
レクリエーション、クラブ活動費	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。特別な材料代等の実費
医療費	診察、薬など実費
ご遺体のケア	20,000円
交通費	鴻巣市を出たところから1km50円で実費徴収します。

[利用料の支払い方法]

請求書の送付	事業者は、利用者又は家族に対しサービス提供月の末日に利用請求書を作成し、翌月15日までに送付します。利用者は毎月25日までに支払うものとします。
現金集金	原則、現金集金でお願いいたします。
振込先	現金で集金できない場合は、振り込みでお願いいたします。 銀行名：埼玉りそな銀行鴻巣支店 口座：普通 4796468 口座名義人：(医) 三療会 理事長 竹内幾也
領収書	事業者は、入金を確認後、領収書を発行します。

10 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を少なくとも年2回は実施します。
防火管理者	市川 清
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備（煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。） 消火器 スプリンクラー

### 1.1 事故、緊急時の対応

- (1) サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡いたします。

### 1.2 協力医療機関

たけうちクリニック	所在地 鴻巣市本町2-1-7 1F
	電話 048-594-7701

### 1.3 苦情及び要望

- (1) 提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の関にいつでも申し立てることができます。

#### (2) 苦情申し立て窓口

当事業所相談窓口	担当者 管理者 坂本 富美子
	電話 048-542-9000

#### 行政機関

鴻巣市介護保険課	電話 048-541-1321
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情対応係	電話 048-824-2568

### 1.4 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	利用者代表 利用者の家族代表 民生委員 地域住民代表者 鴻巣市職員 当事業所について知見を有する方等。
開催	概ね2ヶ月に1回開催します。

### 1.5 秘密の保持

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者又は利用者の家族の秘密を洩らしません。
- (2) 職員は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

### 1.6 個人情報の取り扱い

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

## 1.7 身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名を受けた時にのみ、その条件と期間内にてのみ身体拘束等を行うよう努めます。
身体拘束等を行った場合の記録	その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

## 1.8 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。</li> <li>・ 成年後見制度の利用支援をします。</li> <li>・ 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。</li> <li>・ 職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。</li> </ul>
------	--

## 1.9 第三者評価の実施

- ① 「自己評価」については、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行います。
- ② 「外部評価」については、自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行います。

## 2.0 サービス利用にあたっての留意事項

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認をいたします。
設備・器具の取り扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
宗教活動等	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。